

# 岩手大学平泉文化研究センター規則

平成24年3月15日 制定  
令和6年4月25日 最終改正

## (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第5条の規定に基づき、岩手大学平泉文化研究センター（以下「センター」という。）の組織、運営及び業務に関し、必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 センターは、東アジアにおける平泉遺跡群の国際的意義を解明するための研究拠点を形成し、平泉文化を国際的・学際的な観点のもとで総合化する「平泉学」を構築することを目指す。併せて、本学における教育研究の進展に寄与するとともに、その研究成果を基に、地域振興に寄与することを目的とする。

## (業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 平泉遺跡群の考古学的調査研究に関すること。
- 二 平泉遺跡群の文献学的調査研究に関すること。
- 三 前2号の調査研究の発信及び地域貢献に関すること。
- 四 その他平泉文化研究に関すること。

## (部門)

第4条 センターに、次に掲げる部門を置く。

- 一 考古学的研究部門
- 二 文献学的研究部門
- 三 教育・地域貢献部門

2 部門に部門長を置き、専任教員又は兼務教員のうちからセンター長が任命する。

## (職員)

第5条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- 一 センター長
- 二 専任教員
- 三 兼務教員
- 四 その他の職員

## (センター長)

第6条 センター長は、センター全般の業務及び運営を統括する。

- 2 センター長は、岩手大学の専任の教授のうちから学長が任命する。
- 3 センター長の任期は、2年とする。ただし、センター長が辞任、事故等により欠けた場合における後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 センター長は再任されることができる。

## (副センター長)

第7条 センターに、副センター長を置くことができる。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 副センター長は、専任教員又は兼務教員のうちからセンター長が推薦し、学長が任命する。
- 4 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 5 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期は、その任期の開始の日現にセンター長である者又はその任期の開始の日にセンター長へ就任する予定である者の任期を超えることができない。

(部門長)

第8条 部門長は、当該部門を統括する。

- 2 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。  
3 前項の規定にかかわらず、部門長の任期は、その任期の開始の日現にセンター長である者又はその任期の開始の日にセンター長へ就任する予定である者の任期を超えることができない。

(専任教員)

第9条 専任教員は、センターの業務を処理する。

(兼務教員)

第10条 兼務教員は、センター長の申請に基づき学長が任命する。

- 2 センター長は、前項の申請に当たっては、当該教員の所属する学部等の長の同意を得るものとする。  
3 兼務教員の任期は2年とし、再任を妨げない。  
4 前項の規定にかかわらず、兼務教員の任期は、その任期の開始の日現にセンター長である者又はその任期の開始の日にセンター長へ就任する予定である者の任期を超えることができない。

(特任教員及び特任研究員)

第11条 センターに特任教員及び特任研究員を置くことができる。

- 2 特任教員及び特任研究員の選考に関する事項は別に定める。

(客員教授等)

第12条 センターに客員教授等を置くことができる。

- 2 客員教授等の任期は、1年を超えないものとし、再任を妨げない。  
3 客員教授等の選考に関する事項は、別に定める。

(研究推進協力員)

第13条 センターに平泉文化研究の推進を図るため、センター職員と連携し、研究、調査等の業務に協力する研究推進協力員を置くことができる。

- 2 研究推進協力員に関する事項は、別に定める。

(顧問)

第14条 センターに、顧問を置くことができる。

(庶務)

第15条 センターの庶務は、研究・地域連携課において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、平成28年1月28日から施行する。

附 則  
この規則は、平成28年7月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則  
この規則は、平成30年6月28日から施行する。

附 則  
この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、令和6年4月25日から施行する。